

## 苫小牧市民自治推進会議（平成25年度第3回）会議録

開催日時 平成26年2月25日（火）午後6時35分～午後8時25分  
開催場所 苫小牧市役所3階会議室（北庁舎側）  
出席委員 高野会長、佐藤副会長、川島委員、竹谷委員、谷岡委員、福井委員、  
水口委員、家守委員  
欠席委員 青山委員、川上委員  
事務局 市民自治推進課長（松岡）、市民自治推進課副主幹（須摩）、  
市民自治推進課主査（中村）、市民自治推進課（今村）  
報道機関 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、あの、5分ちょっと遅れたんですけれども、時間になりましたので、市民自治推進会議第3回目の方を始めさせていただきたいと思えます。高野会長、よろしくお願ひいたします。

### 2 会議

#### (1) 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について

●高野会長 皆さん、こんばんは。お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。2回目ですよね。2回目の推進会議の「住民投票制度についての検討」ということで、今日は、資料が机の上にパワーポイントの資料と、あと、住民投票制度を考える会の提案書、あと、道のホームページのこれは市町村合併の時の住民投票の結果等についてと、あと、これは国から出されているものの直接請求の資料というものが机の上になっています。

まず、事務局の方から住民投票制度の行政素案について、前回、簡単に説明はいただいていたんですけれども、多分、皆さん、なかなか理解しにくい部分ではあるかと思えますので、今回、パワーポイントで分かりやすく資料の方を再度作成したということですので、まず、そちらの方の説明を事務局の方からしていただいて、ちょっと中身について、再度、確認の上、まあ、議論の方を、という形に移りたいと思えますので、事務局の方から、まず、パワーポイントの方の説明の方をお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、会長の方からも配布資料について説明があったところなんですけれども、まず、一つ目はですね、平成22年度に「住民投票制度についての検討結果（提案）」ということで、住民投票制度を考える会というところから「常設型の条例が必要である。」という提案をいただきまして、その提案の内容が1枚目になります。

それから、次の資料のパワーポイントで作っております「住民投票制度について」というカラーの資料でございますけれども。前回の議論とかでもですね、なかなか住民投票自体が難しいので、もう一度、簡単に「なぜ、住民投票の制度を創設するのか。」というところをこの資料に基づいて説明をしたいと思えます。

それから、三つ目の資料ですけれども、これもパワーポイントで作ってあるカラーの資

料になりますが、「住民投票制度行政素案 主要論点（参考資料）」ということで、論点となる所を分かりやすくかいつまんで資料化したものでございますので、これも後ほど説明したいと思っております。

それから、後ろの二つの資料ですけれども、データがちょっと書いてあるもので、まず、「2 直接請求」と書かれている結構小さい字で書かれているものがあるかと思っておりますが、これは総務省のホームページの方で「条例の制定又は改廃の直接請求に関する調」というものを公開しております、それを紙で出力しているものです。これについては、詳細の方は説明はいたしませんけれども、適宜ですね、必要な場合に御覧いただければということで、今回、配布させていただいております。

それから、一番最後の「市町村合併に係る住民投票等の状況」ということで、これは北海道の地域主権局の方で、市町村合併に係る住民投票で実際に条例ができて行ったもの、行わなかったものということのリストになっております、これも、道のホームページの方で公開されている資料になります。これにつきましても、詳細については説明いたしませんけれども、必要に応じて御確認をいただきたいと思っております。

### 住民投票制度について（苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課 平成26年2月） についての説明

○事務局（中村市民自治推進課主査） それでは、「住民投票制度について」と書かれているカラーの資料の方から説明をしたいと思います。一応、画面の方も前の方に出ておりますけれども、同じものを、全く同じですので、見やすい方で見いただければと思います。

まず、「(2ページ) 住民投票とは」ということですが、当然、住民投票ですから、「投票」という手段によって、市民の意思を直接確認する仕組みということです。これは、インターネットでいう、その、例えば「いいね！」を押して投票しよう。」とか、例えば「掲示板の上で書き込みをして「書き込みが多い。」」とか、そういう「電話による世論調査」とか、そういうことでも意思というのは一定程度、把握できるのですが、飽くまでも住民投票というのは、「紙に書いて」、「投票箱に入れて」、「厳格な手続の下で」、市民の意思を直接確認するための仕組みだと。まあ、これは当然、皆さん御存知のとおりと思っておりますけれども、そういう中での制度を作ろうということです、住民投票というのは。

これは、法律に基づく住民投票制度というのは、当然、法律ですから国会、つまり国が作るということになりますが、条例に基づく住民投票制度ということは、条例は地方自治体が制定しますので、当然、自治体を作るルールにより住民投票を行うというふうになります。

それで、次のスライド（「(3ページ) 住民投票制度（国）」）にいけますが、法律に基づく住民投票制度（国）と書かれておりますけれども、国が法律の中で制度を作るときは、当然、投票の結果がその地方公共団体の団体意思、議会又は長その他の執行機関の行動を拘束すると。例えばリコール請求があったときには、リコールで解職の投票があつて過半数以上だと失職するということが具体的に書かれています。また、日本国憲法の改正手続の中の国民投票でも、そういうような、具体的に過半数があつたときにはそのようなことがはっきり法律の中で書かれていて、そのようにしないという前提は当然ないということになります。これを「拘束型の住民投票制度」と呼んでいます。まあ、法律に基づいて作りますから、当然、拘束型ということになります。

一方、ただ、これ（日本国憲法の改正に係る国民投票を）住民投票と言うかどうかは、ちょっと、色々（議論は）あるかとは思いますが、投票という行動で行うということですので、憲法改正の国民投票を含めて住民投票ということで、ここでは整理をしています。

次（「(4ページ) 住民投票制度（自治体）」）ですけれども、条例に基づく住民投票制度というのは、当然、条例を作るのは自治体ですから、自治体が作るということになります。それで、これは、議会又は長その他の執行機関が自らの意思を決定する上で住民の多数意見を知るために行われる、いわゆる諮問型と呼ばれているものです。それで、あの、「さっきの国の方は、拘束型だ。」というお話しをしたんですが、「じゃあ、自治体も拘束型を作ればいいんじゃないの。」というお話しは、当然、考えられるわけですが、実は、拘束型住民投票（条例）というのは条例では制定できないというようなことになっております。これは、前もお話しをしましたが、憲法で「議会」ですとか「長」ですとか、それぞれ権能を持って地方自治制度の中で権能を行使していくその権能を制約するんでないか。」という考え方です。ですから、当然、「住民投票で出た結果どおりの施策を、必ず行わなければならない。」とかですね、そういうようなことは、現行の地方自治法の制度の中の枠組みの中では作れないということになります。ですから、条例で住民投票制度を作るとすれば、必ずそれは諮問型になるということになります。例として「住民投票条例による住民投票」と、これが苫小牧市が想定をしている、作ろうとしている条例ということになります。

次のページ（5ページ「住民投票条例の分類」）ですけれども、じゃあ、自治体が制定をしようとしている条例に基づく住民投票制度なのですけれども、この住民投票条例は二つのタイプが大きく分けてあります。

一つ目が個別設置型住民投票条例。もう一つが常設型住民投票条例ということ。個別設置型の住民投票条例というのは、「事案に応じて、その都度、条例を制定する。」ということになります。これは、普段はそういう条例を、当然、持っていないので、何か大きな問題が起きたときに「これは、やっぱり住民投票にかけるべきでないか。」と、「この案件は住民投票にかけるべきでないか。」という案件が発生したときに、「じゃあ、それを問う住民投票を行おうよ。」ということで、条例で制定をして住民投票を行う、これが個別設置型住民投票条例というものです。これは、議会で条例が否決される事例が他の自治体においても比較的多いということになります。仮に、どういう条例かというのは、これは何か想定しているものがあるわけではないのですが、「苫小牧市における〇〇〇〇建設について賛否を問う住民投票に関する条例」、何か施設建設が大きい問題になっていて、その施設を建てることに賛成なのか反対なのか、まあ、こういうような条例を作ることです。

それから、もう一つの「常設型住民投票条例」ですけれども、これは、あらかじめ、事案が発生してから作るのではなくて、あらかじめ色々な案件が出てきたときに、住民投票をすることができるようにしておこうということで条例を制定しておくもの。これが常設型住民投票条例というものになります。これは、あらかじめ条例を制定して手続を制度化しておいて、手続要件を満たした場合に住民投票が実施されるというものです。

上の例（個別設置型住民投票条例）では、「苫小牧市における〇〇〇〇建設について賛否を問う住民投票に関する条例」ということでしたが、下の条例は一般的な手続を定めておくので、個別の事案名ということではなくて、まあ、通常は「苫小牧市住民投票条例」というような名称で制定されるのが多いかと思います。で、苫小牧市が想定をしている条例というのが、こちらの常設型の住民投票条例を作ろうという考え方になっているということになります。

次のページ（6ページ「住民投票実施のための条例制定」）ですけれども、「じゃあ、住民投票の実施のためには条例を作ればいいわけだから、事案が生じた段階で、条例、個別型条例を作ればいいんじゃないの。」というのは、当然、疑問に思われるところだと思いますけれども、「実際のところの状況はどうなんだ。」というのが、こちらの表になります。

これはですね、今井先生の『住民投票－観客主義を超えて－』という岩波新書から出て

いる本、住民投票に携わっている方は、大体、読んでいることが多いかという本なんですけれども、この本の後ろにですね、表として「住民投票の実施を求める主な動き」ということで、昭和54年から平成12年における125件の案件について、条例が可決されたのか否決されたのかというのが表になっているものがあります。それを今回、事務局の方ですね、その件数、可決、否決というのをそこの本から拾って表にしたものがこの表になるんですけれども。まず、「直接請求」これは住民が署名を集めて条例を提案しようということで条例を提案したんだけど、結果として議会で可決されたのは98件中7件ということになります。可決率が7.14パーセント。で、「議員提案」、議員も当然、条例案を出せますから、議員が条例を出した場合は44.44パーセント。首長が出した場合は、もう少し高く6割、66.67パーセントということになっています。ですから、これを見ても分かるように、直接請求で条例を可決するというのは、なかなか件数としては少ないというのが実情だというのが、この表で分かることかと思えます。

次の表（7ページ「直接請求による条例制定状況」）ですけれども、これは総務省のホームページの地方自治月報第56号ということで、一番後ろの方にもですね、参考資料（条例の制定又は改廃の直接請求に関する調（地方自治月報第56号 総務省ホームページ））として添付して、今回、お配りしたものからデータを拾っているのですけれども、「条例の制定又は改廃の直接請求に関する調」ということで、平成21年度から平成23年度までの直接請求による条例制定の状況ということになります。で、直接請求による条例制定というのは、当然、条例を制定するということですから、住民投票条例だけではなくて、議員等の定数の関係の条例であったり、又は教育問題に関する条例を作りたいとか、環境問題に関する条例を作りたいとか、まあ、色々あるわけです。その中で、住民投票に関するものは、都道府県では1件、市町村では27件あったということになります。ただ、この中で、実際に可決をしたものというのは、都道府県でいうと0件、市町村で言うと、トータルで5件ということなので、ほとんど、実際のところは、ほとんど条例の制定はかなり厳しい状況になるということです。

それから、次のページ（8ページ「住民投票が想定される場合 1」）ですけれども、「じゃあ、条例を作るんだけど、じゃあ、どういうときに住民投票が想定されるんですか。」というのがこちらの資料になります。まず、「市民の意思が市政運営に反映されていない。」と。選挙で当然、議会の議員、市長を選ぶのだけれども、それは「4年間、その人たちに。」ということで、市政運営を行うわけですから。選挙の場合は、当然、人で選んでいるということになりますので、その事案に対して、本当に、何て言うんでしょうかね、信任しているのかどうかというのは、また別な問題があるということもあって、市民が思っていることと議会あるいは市長が行っている市政運営が離れているというときに、市民の意思を市政運営に反映させるために、住民投票が想定されるのではないかと。これが一つ目のパターンです。

二つ目のパターン（9ページ「住民投票が想定される場合 2」）ですけれども、議会、市長は、当然、議決をしたり、執行をしたりする中で市政運営を行っていくんですけれども、この中で、市民も、議会に対しても、また市長に対しても、また、それ以外の外部の団体、例えば国であったり北海道であったり、又はそれ以外の団体もあるのかもしれないんですが、そういう他の団体に、他の団体というか、市民の意思として外部に明確に表示をしたいということで想定される、これが二つ目の使われ方になるかなと考えております。

それから、三つ目（10ページ「住民投票が想定される場合 3」）ですけれども、これは、「市民が、」というよりは、例えば「議会と市長が対立をしている。」という状況。意見が違って、なかなか行政が進まない。それで、例えば市長側が「議会は、否決ばっか

りしているんだけど、市民の意見を聴いてみようじゃないか。」。また、逆もあり得るわけですね。「市長が独断専行でやっているんだけど、本当に市民の意向を聴くべきなんじゃないか。」ということも議会側が提案する。あるいは、議会と市長の考え方が全くこじれていて、そこで、「じゃあ、住民投票で白黒付けよう。」と。まあ、色々、考えられますけれども、そういう執行側の「議会と長の決定が合致していない。」ときに、住民投票に打って出られると。まあ、混沌としているその政治情勢の中では、こういう自治体が結構あったかと思えます。代表的には、この三つでないかなと思えます。

それから、「(11ページ) 条例に基づく住民投票の実施事例」ということですが、前回の会議でも説明させていただきましたけれども、この条例に基づいて、これは常設型も個別型も含めてですが、実際に住民投票の事例、市町村合併を除いたもので22件行われているというような状況になります。それで、産業廃棄物処理施設の建設についてが6件、原発関係が3件、米軍の基地関連が3件、公の施設、庁舎の建設が3件、その他色々あるのは、ここに書かれている資料のとおりなんですけれども、まあ、色々な事案で行われているということになります。やはり、米軍基地ですとか原発の関係、産廃の関係というのは、やはり件数としては多いということになります。ただ、最近の傾向としては、「公の施設の建設について問うてみよう。」とか、「庁舎建設が良いのか。」とか、そういった事案が実施事例として挙がっているということになります。

次ですが、北海道のですね、市町村合併における住民投票等の状況(12ページ「住民投票等の状況(市町村合併)」)ということで、これも一番後ろの資料(市町村合併に係る住民投票等の状況(北海道ホームページ))の中で、資料に書かれているものを集約して数を出させていただいたものになります。まず「市町村合併に係る住民投票条例制定の直接請求」、これは直接請求に基づく手続ですが、26団体で市民から直接請求がありました。要は、「合併をするに当たって、住民投票で決めようじゃないか。」と、それで「署名集めて、住民投票条例作って、住民投票でやろう。」と、そういう団体が26団体あったということです。このうち、「いやいや、そんなのは条例でなくても。」という団体が多かったということで、最終的に条例が可決されたのが8団体ということになります。

それから、ただ、条例を作れるのは、直接請求だけではありませんから、「議会側が条例を出す。」、あるいは首長が条例を提案して「市町村合併については、やっぱり、(意見を)聴いてみよう。」という団体もあったので、それらも全部合わせて25団体ということになります。市民からは8団体、議員提案は4団体、首長提案等は13団体と。ですから、合併に関しては比較的、住民投票は行われているということになります。

次のスライド(13ページ「常設型住民投票条例制定状況」)ですけれども、常設型住民投票条例制定状況ということで、これは、前回の会議の時にお示しをさせていただきました53団体です。県でいいますと鳥取県、政令市でいうと川崎市、広島市、それから大きいところという大阪府豊中市、埼玉県川口市、(神奈川県)厚木市、(神奈川県)大和市、(新潟県)上越市、(大阪府)岸和田市外44団体ということになります。それで、全部で53団体なんですけど、前回、資料としてお渡しをした19団体というのは、この53団体の中から10万人以上の住民基本台帳人口のところのデータを抽出して、項目化したものをお渡ししているということになります。それで、常設型の住民投票条例で、この53団体の中で実際に住民投票が行われたのは、山陽小野田市の議員定数の削減の関係の案件ということになります。この53団体のうち、北海道では稚内市、芦別市、北広島市、増毛町、美幌町、遠軽町の3市3町ということになります。

それでは、具体的にですね、「どういう形で条例を制定していくのか。」と。これは、あの、まず「現行制度で、何でそんなに否決されるのだろうか。」ということと、まず、手続を理解していただかないとなかなか難しい部分もあるということですね。「実際に条例を

作って住民投票をやろう。」と、「常設型条例がないときには、どういう流れになるのか。」というのが、この表（14ページ「地方自治法の条例制定ルール」）になります。

まず、住民投票をしたいという事案が発生してきます。「これは、住民投票が必要だよ。」ということで、市民が署名を集めるということになります。この署名を集めて、50分の1以上の署名と条例案を市長の方に提出をします。それで、市長は、その条例案と50分の1以上の署名を審査をして、意見を付して条例提案を議会にすることになります。ですから、署名、署名を集める前には、当然、署名のですね、証明書をもらうというのはあるのですけれども、それをもらって、条例案と50分の1以上の署名を1か月以内に集めて市長に出します。そうしたら、市長は、その条例案を必ず意見を付して議会に出さなければならないというのが、地方自治法のルールになります。ただ、市長はですね、当然、日々、色んな条例を出していますので、独自で条例も、当然、出せるということになります。ですから、この条例案が出る出ないに関わらず、市長は自分の権能として条例提案権を持っていますので、それで議会に条例を出すこともできます。

それで、議員さんはどうかというと、議員定数の12分の1以上で条例提案をして、議会、まあ、議長と言いますか、議会の方に条例を出すことができます。で、ここで、議会に諮るんですけれども、議会、この3本の流れのいずれもなんですが、議会で議決をされなければ、最終的に条例は可決されないということになります。ですから、過半数、出席議員の過半数議決で、これで初めて住民投票が行われる。こういうような現行のルールになっているというところなんです。これは、個別型住民投票条例は全て、こういう形で住民投票を行うということになります。

それで、今、私たちの市が行政素案としてお示しをしているのは、あらかじめルール（15ページ「常に制度がある場合のルール（常設型住民投票条例 行政素案）」）を作っておけば、住民投票をもっとスムーズにできるのではないかとことです。で、そのルールを作っておけばですね、まず市民は、事案が発生したときに、「これは、市政の重要な課題だ。」と。これは、今後、議論をしていくのですが、市政の重要な課題だと認識したときに、4分の1以上の連署をして、住民投票の請求。これは、当然、証明書の交付を受けて1か月以内に、ということになります。4分の1以上の署名が必要です。で、前のページ（14ページ「地方自治法の条例制定ルール」）とちょっと見比べていただきたいのですけれども、前のところは「議会」というポイントがあったかと思います。この制度を作っておけばですね、「議会」というところがないわけですね。署名を集めたら、すぐにできます。これが、最大の特徴です。それで、議員さんについては、議員定数の12分の1以上で議案提案して議会にかけます。「住民投票したい。」ということで、「これは、やっぱり住民投票すべきだ。市民の意見を聴くべきではないか。」ということで、議員さんが議会に議員定数の12分の1以上で議案提案をします。そして、それが出席議員の過半数で議決をされた場合、住民投票が行われるということになります。この部分はもう、市民も議会もそうですけれども、（市民からの請求や議会からの請求があったものについて）市長が住民投票を（恣意的に）行わないという判断はありませんので、必ず住民投票は（議会からの請求については）議決されたものは行われるし、（市民からの請求で）4分の1以上の署名が集まったものは、必ず住民投票が行われるということになります。

で、議会はですね、議会の意思というのはその、やっぱり議決なのではないかという考えで、議員として住民投票するわけではなくて、議会として住民投票を請求することになりますので、それは過半数でないかという考え方になります。

それで、市長は自ら発議ということになります。ですから、ここは当然、市長が発議するに当たって議会を通るというようなからくりにはなっていないということになります。

このような手続をあらかじめ条例で制度化しておくということが、常設型住民投票条例

の最大の目的だということになります。

次のページ（16ページ「住民投票までの流れ」）ですけれども、それでは、具体的な住民投票までの流れですけれども、まず、市政の重要な課題が発生します。「発生します。」というか、まあ、重要な問題があって、それが市政の重大な課題に当たるのではないかとということで、市民が市長に「署名を集めてもよいか。」ということで、証明書の交付の申請を行います。ここで、市長は「それは、市政の重要な課題であるのかどうか。」という判断を行います。それで、「これは、間違いなく市政の重要な課題である。」と市長が判断した段階で、証明書が市長から請求のあった市民に交付をされるということになります。その証明書の交付を受けて、実際に市民は署名収集活動をすることになりますが、ここで、署名収集活動として4分の1以上の署名を1か月以内に集めるということになります。で、当然、集まれば、その集まった署名を基に住民投票を請求するということになります。ですから、住民投票の請求というのは、（16ページの）④のところにあたります。

それから、それを受けた、請求を受けた市長は、署名審査等を行いまして、最終的に請求要旨「どのような内容の請求が行われたのか。」ということの要旨を広く知らしめて、30日以内、そこから30日から90日で原則、原則というのは120日という例外もあるんですが、まあ、ここでは簡略化してます。30日から90日で投票になると。その間には、当然、投票運動「この案件には、賛成したい。」「反対したい。」という住民の中でのそれぞれの運動が行われるということが想定されています。そこで、住民投票の実施を行いまして、最終的に結果が出たと。で、その結果についてはですね、結果を尊重するということで、議会。尊重義務が課されているのは、議会又は市長。議会、市長の両方に尊重義務というのは、当然、課されていると。こういうような流れになっているということになります。住民投票制度の概要については、そのような形なんですけれども。

今日の資料のですね、（17ページ）「住民投票制度を考える会 検討結果（平成22年度）」ということで、住民投票制度を考える会が「常設型住民投票条例が必要なのではないか。」という検討結果を、実は、平成22年度にいただいています。それで、ここでの検討結果の内容なんですけれども、まず、「住民投票条例制定が必要な理由は何なのか。」ということで、ここにも書いてありますとおり、「議論を重ねただけけれども合意に至らない場合、最終的に住民投票で解決することが市民の市政への参加の保障として大切なのではないか。」という考え方が1点。

また、もう一つは、「直接請求によっても、重要な課題が発生した時点で住民投票を行うことは可能だが、市民と議会との間で利害が対立するような場合は議決を得ることが極めて難しく、市民の権利の保障としては弱い。」と。これは、まあ、先ほど直接請求の条例がなかなか成立しないというところからもお分かりになるかと思います。それで、「一定以上の署名による民意に対して、住民投票の実施を確約する制度が必要。」であると。「住民投票制度の創設は議会制民主主義の否定ではなく、また、4年間という首長、議員の任期は市民からの白紙委任ではない。」ということで、結論としては、常設型の住民投票条例を制定すべきという検討結果だったということになります。それで、この報告書の中では、「苫小牧市の現状では、緊急に住民投票条例が必要な状況とは考えにくい。」としています。ただ、「だからこそ冷静で慎重な議論を行って、使いやすいが濫用できない、市民にとって本当に有効な住民投票制度を構築することが可能である。」というようなことで、検討結果を締めているということになります。

これまでの経過は、市長の挨拶、諮問のときですね、挨拶の中にもありましたけれども、（18ページ「(参考) 住民投票制度の検討経過」の中にあるように、）平成21年度に「市民フォーラム」ですとか「市民ワークショップ」をやってきたという経過がございます。住民投票制度を考える会では、平成22年度に、今、御説明をいたしました提案をい

ただいております。平成24年度にはですね、今回の行政素案を作るに当たっての前段の整理として、住民投票に規定する基本的事項についての検討というものも行ってきたということになります。それで、実際にその後、庁内検討を経てですね、行政素案を昨年9月に公表して、今月の2月に市民自治推進会議の方に市長の方から諮問をさせていただいたという経過になります。

次のパワーポイントの説明に入る前に、ここでちょっと一度、切りたいと思うんですけども、何か御質問とかですね、聞いてみたいことがありますら、お答えしたいと思いますのでよろしくお願いします。

●川島委員 じゃあ、私からいいですか、二つ。まず、資料について。今日、配られている「住民投票制度を考える会」のね、こちらの資料というのは、これは、一体、いつ提示されたんですか。日付が書いてないので、ちょっと、それを教えてください。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それは、平成23年の3月の28日か29日か、ちょっと、あの、後ほど。28日か29日だったはずですよ。

●川島委員 はい。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 資料自体には日付がちょっと入ってなかったものですよ。提言自体も日付が入っていない形で。28か29か、ちょっと後でお示しいと思います。

●川島委員 それと、もう1点の資料の確認ですけども。先ほど教えていただいたパワーポイント11ページのスライド11のね、まあ、条例に基づく住民投票の実施事例22件とありますけれども、これは、いつの時点での22件なんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） これは、第1回目の会議の時までに、事務局で把握をしていた数字ということになりますので、現在時点ということ言えば平成26年2月12日現在ということになります。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 先ほどの提案書ですけども、平成23年3月29日に提出をしたということになります。

●川島委員 平成23年の3月29日ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい。

●川島委員 そうすると、これだと、この住民投票制度を考える会というのは、これ、一番後ろにある、この参考のところと、これ、あれ、どこら辺。

○事務局（中村市民自治推進課主査） すみません、何枚目の資料でしょうか。

●川島委員 いやいや、一番後ろのね、一連の流れのところと、先ほどのこの部分のところと言うと、あれですか。23年の3月29日ということは、これはあれですか、真ん中の1月、住民投票制度を考える会、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票制度を考える会自体の検討はですね、5回やったんですね。9、10、11、12、1（月）と。そういうような形で5回検討して、最終的に提案書として出したのが、3月に出したということです。

●川島委員 平成23年の3月に。ああ、そうですか。ああ、そうかそうか、ここからの下のところね、1月にやって。

●谷岡委員 1月にやって、それを何人かで提案をやったということなんです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票制度を考える会の意見書提出というのが平成23年3月29日ということになります。その下の住民投票条例市民検討懇話会の方は、昨年3月なんですけれども。

●川島委員 そうすると、これ、結局、住民投票の考えというのは四つのグループがこれまで私たちの骨格を作っているというふうに理解するんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういうことになります。最終的に自治基本条例に基づく制度設計になりますから、その自治基本条例に基づく制度設計の最終的に審議をする重たい会議というのは、この会ということになるかと思います。これは、市民自治の、自治基本条例の附属機関ですから、まあ、そこは最後の審議ということになります。

●川島委員 そうですか。そうするとね、結局、一番上にある平成21年9月というのは、この市民フォーラムというのが、まず、考え方としてはありましたよと。それで、1回フォーラムをして終わりましたよと。そして、次に、市民ワークショップというのが6回やったんだけど、特段、何かこう、意見書とか報告書とかはなしに、とりあえず、考えてそれで終わりましたよと。そして、今、ここに出たこの3回目の住民投票制度を考える会が5回検討したその検討結果がここで一つ出てきたんですよと。そして、四つ目にある市民検討懇話会が6回議論を重ねて、前回、出されたその提言書というのが出ているんですよという、そういう流れなんですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そういう形になります。

●川島委員 で、その流れ、四つの流れの中というのは、基本的にはみんな同じ段階で、この4回目につながっていったものなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 基本的には、前回で議論されてきたものをどんどん積み上げていくという形になりますので、最初は全くその、まっさらな状態なわけですよ。当然、自治基本条例が平成19年4月に施行されて、住民投票条例というのは宿題として残されたということになります。

ただ、住民投票制度自体の議論というのは全くなかったもので、平成21年、まずフォーラムとかそういうような気運といいますかね、そういう、何でしょうかね、ディスカッション等を始めて、そこからまあ、スタートしていったということになります。ワークショップというのは、フォーラムを受けて、また、市民によるワークショップということをやってきたのですが、これはあの、何て言うんでしょうかね。ワークショップというのは、

やはり、本当に市民が「これは、どうなんだ。」ということを集まってですね、わいわいやって行って、「どういうことがあるのかな。」ということをまあ、作っていったということなんです。平成21年はそういうフォーラムとワークショップをやってきたのだけでも、「じゃあ、実際に苫小牧市では、常設型の住民投票条例って要るんだろうか。」「ひょっとしたら、要らないのかもしれない。」、そういうような、「じゃあ、どうなんだろう。」ということ、その住民投票制度を考える会の中で結論をいただいたということになります。そこで、「常設型の住民投票条例が必要なのではないか。」というような意見をいただいて、それを基に、理事者の方からも住民投票条例、「常設型の住民投票条例を作るといふことの具体的なアクションを起こした方がよいのではないか。」ということで、それから、（平成）25年、そういうような流れになっております。

●川島委員 前からこういったときに、その、「4回目の提言書を中心にね、今回の行政素案が。」というような話をずっと聴いていたものだから、「その前の流れがどうだったのか。」というのは、正直、知らなかったのね。

それで、今、ここで出された住民投票制度を考える会というのは、これは、自由参加型のグループですか。あるいは、市役所の方が「これを検討してください。」とお願いしたグループの方なんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 「これを検討してください。」ということで、

●川島委員 市役所から「検討してください。」ということで、三番目のこの住民投票制度を考える会が組織されたというような理解ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 市が募集をして、こういう会を作るので、この議論に参加をしていただきたい市民を公募をしたという形になります。それで、集まった市民の中で、その辺りは、この中のメンバー、いらっしゃったかと思いますので、御確認をいただければと思います。

●川島委員 はい。

●高野会長 拘束型と諮問型の部分の話は、皆さん、ちゃんとこの資料で分かっていたのかどうかというのが、ちょっと、非常にいつも不安になるのですが。

というのも、前回もらった資料を見たらえればもちろん分かるんですけども。結構、議員の説明会でも「何で、拘束型にできないんだ。」と書いている人が中にはいらっしゃったので。そもそも、「なぜ、そういうふうになら、分けられているのか。」というのをちゃんと理解しないと多分、なかなか難しいのかなと。ここは一番、多分、肝となる部分で、非常に理解するのが難しい部分ではあるんですけども、そこを多分、履き違えてしまうと、多分、なかなか理解しにくい部分なんだろうとは思うんですね。

かと言って、中村さんが説明した以上に簡単に説明する方法も、僕には今のところちょっと思い浮かばないので、「なかなか難しいなあ。」とは思うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、行政素案はですね、概要の方で説明をさせていただきましたけれども、行政素案というのは、実はあれは「概要」で作っているものであって、本体の方は、50ページの厚い方になります。ただ、なかなかそれでは説明自体も難しいということで、概要版という形で簡略化したものを、より分かりやすいものを

作って、それに基づいて事務局としては、説明させていただいたということになります。

ただ、それ（概要版）であってもですね、やはり、「住民投票自体が、そもそもどういうものなのか。」という前提の理解が、やはり、そこにはバラつきがありますので、そういった中で、「もう少し分かりやすいような形での、その事前の準備というのが実は必要だったのかな。」というのは、ちょっと、今になって感じているところではあるんです。

で、前回も行政素案について御説明させていただいたんですけども、「それだけでは、やはり、ちょっと、説明としては足りていなかったという部分もあるのかもしれない。」ということでですね、今回、「そもそも、住民投票の制度ということは、どうなのか。」というところから説明させていただいたということになります。

●高野会長 なかなか、やっぱりその、法律と条例の関係というのは、基本的に、普段接することが我々ないものなので、「なぜ、じゃあ、拘束型のものできないんだろうか。」とかというのは、知っている人であれば、もちろん、憲法上そういうふうに規定されているので、「法律を上回る条例を作ることは、憲法判例上許されていない。」と簡単に回答できるのかもしれないんですけども、そのところが、普通の人なかなか難しいと思うので。その大前提を多分考えた上で、最大限の諮問型で最大限、拘束するわけではありませんが結果として有効なものを作ればとは思うんですけども。なかなかその根底にあるものが理解されないと、難しいのかなというふうには、僕自身はいつも感じてはいるんですけども。これで、皆さん、理解されているという趣旨で、大丈夫なんじゃないかな。

●高野会長 他に何かあれば。

●福井委員 僕はないですよ。僕は、あったらおかしいし、はい。

●水口委員 結果的にね。まあ、拘束型と諮問型とあるんだけど、ここに書いてあるように、「拘束型住民投票は、条例で制定できない。」という大前提があるから。それは「なんぼ、こうしよう。」としても変えることはできないから、従えというのはおかしいですけども。そういうようになる、というのはないんですか。

●高野会長 国法、まあ、国の法律上で、例えば地方自治法上に「そういう結果を拘束できるよ。」と書けばできるんですけども。現行の地方自治法上にはその記載ないので、「現行法上の条例では、できない。」というふうに、やっぱりなってしまうと思うんですけども。

●水口委員 そうですと、条例が一番きつところだけでも、これに関しては「駄目だ。」ということを行っているんだから、まあ、どうするんだといたら、当然、諮問型でいくしかないなというふうには解釈していくしかないということですね。

●高野会長 その議論になると多分、非常に長くなると思うんですけども。簡単に言うのであれば、実際、1960年代とか70年代の公害問題、4大公害問題とかが起こった時に、「自治体を作る条例で国の基準を超えるような、その、規制ができないのか、できるのか。」と議論が、非常にされた時期がありまして。そのときに「環境基準を超えるような条例を作っちゃいけない。」という判例が出たんですけども。なので、その判例がどうしてもある以上、そこを超えるものはできない。

あと、住民投票の場合は、二元代表制、議会と首長、二元代表制をやっぱり大前提に地

方自治法上運営されているので、それを否定するような内容のものはできないとなっている以上、「拘束型の住民投票条例というのは、できない。」というふうには解釈されてはいるんですよ。ただ、そこはやっぱり非常に難しい議論で、じゃあ、「その環境基準の時も、実際、本当に国の基準が駄目、超えるものが駄目だったのか。」と言われると、実際、上乘せ条例が作られていたり、それとは別に横出しみたいなので作ったりとかということで、実際に、最終的には、国の環境基準が今まで基準が低かったものをそれを条例レベルに持っていったので、そういう是正は解消されたというふうにはなっていないんですけども。

実際のところ、そういうかなり法律的なこう、立法的な問題というのも、中に含まれるものですから、それはなかなか難しいと思うんですよ。他のその「何か取っ付きやすい例でもあれば、一番分かりやすいのかな。」とは思いますが。なかなか、普段こういう話って接する機会ないと思いますんで、非常に難しい説明しかできないですよ。学者もそういう説明しかしませんし、自治体の職員でもなかなか、多分、かみ砕いてもなかなか多分、難しい説明しかできないんですよ。

ただ、ここを多分理解しないと、多分、先に進めないんだろうなというのは、いつも感じることで私は思っているんです。そこが、多分、頭の中にきれいに「ああ、そういうことか。」とクリアに分かっていたら、多分、あとはスムーズに頭の中にも入って行って、理解していただけるとは思っているんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今の会長からのお話なんですが、平成21年度でしたっけ、神原先生のフォーラムの中でですね、区長公選制のお話があって。それで、議会が区長を決める権限があるのに住民投票をやって、その結果、一位になったものを区長にするというようなことで住民投票で決めようってしたんですけども、ただ、議会に決定権があるのに実質的に住民が投票で決めちゃうと、そういうことになると、議会の決定権を侵すのではないかと、というようなことを神原先生が当時フォーラムの中で言っていたと思います。

それで、最終的にそこで判決が確定してしまって、まあ、それが住民投票の、拘束型の住民投票を作ることはなかなか難しいんじゃないかというような、確かフォーラムでそのようなお話をされていたような、事例のお話を、多分、会長さんが今された話なのかなということ認識をしておりました。

●高野会長 神原さんは私もよく承知している先生なので、正にそのことが、彼自身が実際、それに携わっていたというので、私もよく聴いています。

あとは、その、本当にさっき言ったように、環境基準での条例関係で色々トラブルがあって、それは、住民投票とは別です、法律と条例の関係という関係性がそこで線引きがされてしまったというのが、やっぱり、多分、問題だとは思っていますよ。

国の、国法でやってる住民投票制度って、これ以外だと、ちなみにどんなものがありましたかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、載せているのは憲法改正の国民投票と、リコール、解職関係の自治法の関係のものですけれども。あと、合併特例法に基づく合併協議会を設置をするに当たって議会が否決したとか、一自治体が反対しているけどもとか、まあ、そういうような難しいケースでやれると。ただ、実際には、ほとんど、うちの市では関係がないので、書いてないということになります。

あとは、地方自治特別法に基づく住民投票って憲法に書かれてあるんですけども、広

島とかですね、

●高野会長 ああ、軍港転換とか、そういうやつ、ありましたね。横須賀とか、呉とかそういうところの、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 何でしょうね、憲法の中で書かれている住民投票です。

●高野会長 書いていますね。ただ、基本的にはあまりないですよ。国できちんと「住民投票を実施しましょう。」と定められているものは、法で定められているものというのは、多分、確か基本的にはあんまりなかったような気がするのです。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。国の場合、拘束力のお話なんです、実際上の規定はですね、「拘束力がある。」とか、そんなような書き方ではないわけなんです。例えば「過半数があれば、失職する。」とか、具体的に「こうなったときには、こうなる。」というような、そういうような書き方になります。

ですから、国も、「これについては、拘束力がある。」とか、そういうような書き方がされているわけではないんですよ。

●高野会長 まあ、そうですね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） だから、まあ、それがこういう整理の中でどういうものになるのかといったとき、それは「拘束力がある」と。それが拘束型というお話になります。

●高野会長 他に、「ちょっとここ、確認しておきたいんだ。」とかいうものがあれば。

●川島委員 じゃあ、ちょっと1点。仕組みで教えてください。

あの、今、ちょっとこの（住民投票制度を）考える会の（提案の）中身を読んでいたら、「現行の地方自治法でも、第74条に規定されている直接請求によって、重要な課題が発生した時点で住民投票を行うことができます。」と、こういうふうに書かれていますね。で、私たち、今、これ常設型の住民投票をもしね、「やりましょう。」といったときは、ここにあるようなその「現行の地方自治法の74条のうんぬん。」というのは、これはどう考えるのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） もちろん、両方できるという考え方ですね。一つの制度を、例えば常設型の制度を創設することによって、現行の地方自治法で認められている制度がなくなるわけではありませんので、それは、どちらを選ぶのかは、市民、請求する側に選択肢があるということです。ですから、「常設型でも（住民投票を）やって、（直接請求で個別設置型住民投票）条例も作ろうよ。」というのは、当然、できます。そういうことをするかどうかは分かりませんが、それは、「制度上できないか。」と言われると、「できます。」という回答。両方ありますから、なくなるわけではないですから。

●川島委員 例えばこれでね、「74条のうんぬんの直接請求」というのは、「これでやりますよ。」といったときにはですね、これは、例えば、市民の方の署名というのは、これ5

0分の1ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうです、50分の1です。

●川島委員　「常設型がね、苫小牧で認められましたよ。」と。「常設型ができましたよ。」と言っても、これ「4分の1だから、ちょっと4分の1、高いよね。」と。じゃあ、「現行の74条でね、住民投票をね、50分の1でお願いをしたいんだ。」ということも、これはありというふうな解釈になるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　はい、そのような形になります。

●川島委員　だから、「常設型ができたから、こちらの方は後回しですよ。」みたいな、そういうふうなところになるのか、その辺の関係性がちょっとね、どうなのか、ちょっとはっきり教えておいていただければありがたいんですが。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　制度としては両方ありますので、行政指導としてはありえても、実際に請求を拒むことはできませんので、「やる」となれば50分の1でも当然できますし、それを駄目という根拠がありませんので、当然（できると）。

今、画面（14ページ「地方自治法の条例制定ルール」、15ページ「常に制度がある場合のルール（常設型住民投票条例 行政素案）」）出しましたけれども、「4分の1はハードル高いので、50分の1で署名を集めて議会に出します」と。それで「議会の議決を経て住民投票をやりましょう。」、その道は当然、閉ざされるものではありません、（常設型住民投票）制度を作ることによってですね。

ただ、我々が今、行政素案としてお示しをしているのは、市民の署名が集まれば議会に関係なく住民投票が実施されるという制度をあらかじめ持っておこうということになります。ですから、この二つの制度は、並存してあるという考えになります。

●川島委員　うん。ですから、今の話を確認すると、従来型のその「74条うんぬん」という形での、ここで示されているその個別型ですよ、これは、もう既に保障されていますよ。」と。その上で、「私たちは、新しく常設型でね、市民の発意によって住民投票ができるものを、併用していくんだ。」という、そういう考え方の方がいいんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査）　そうですね、あの「併用」という表現がちょっと良いかどうか、ちょっと私どもには。それは価値判断の問題になりますので、お答えはなかなか難しいと思いますけれども。いずれにしても、「50分の1という制度がある中で、新たな制度をもう一つ作ろう。」というのが、この行政素案の考え方なんです。

●川島委員　ですから、市民の側からしたらね、「やっぱり、市民がやりたい。」、「住民投票したいんだよ。」といっても、その前にはね、現行の74条の議会の壁があってね、そこで採決されなければできない。だけど、私たちがこれから考える常設型のね、素案については、「それはもう、（議決は）フリーで、とにかく4分の1さえ集めれば、その時点で（住民投票ができる）。」。まあ、市長の判断が出てきますけども「住民投票ができるんですよ。」と。だから、そういう意味では、「市民の側からも、権利を行使する一つの新たな道がここで作られるんですよ。」と。

4分の1にいかなくても議会がオッケーそうだったら、じゃあ、74条を通じてね、住

民投票というのもそれはそれでできるんですよ。そういう理解ですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そういう理解です。

今、問題提起として多分お話をされたのかと思っておりますけれども、「そういう制度がある中で、もう一つ制度を作ることの制度的な合理性があるのか。」という、そういう問題提起を兼ねたと、

●川島委員 も、含んで。まあまあ、そういうような「両方あるよね。」という。だから、1個できたからといって、1個なくなるというわけではないんだよねと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。

片方あるんだから、じゃあ、もう一つ作ることに對しての合理性があるのかどうかというところは、それは議論、会の中で逆に議論をしていただくと、

●川島委員 ただ、そこでのね、一般的な流れからしたら、それは飽くまでも市民の立場から立ったら、それは住民投票をしやすい新しい道なのでね、「それはそれで必要なのではないですか。」というのが、これまでその考える会だとか、色々な検討懇話会で言われてきた議論の流れなんですよ。という、そういう確認です。

○事務局（中村市民自治推進課主査） はい、そういうことになります。

●高野会長 今、ちょっと、川島委員の方からの（話が）ちょっと今、気になったんですけど、例えば74条の50分の1は、まあ、結構、少ない人数の署名でできますよね、今の4分の1が、まあ、実際に条例になったとしたら、で、市民のうちの50分の1の人が、例えばどうなるか分かりませんが「原発が苫小牧にできるので、ちょっと、それについて賛否を問いたいという条例案を作ります。」といって、74条の50分の1以上の署名を集めて市長に提出するグループと、同じ「原発ができれば困るので、住民投票をしたい。」という人が住民投票条例に基づいて同じ内容で出してきた場合は、それはどちらを優先させるのですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、優先というか、両方とも行われるということになります。

●高野会長 住民投票が、

○事務局（中村市民自治推進課主査） つまり、要件が満たされれば、

●高野会長 両方やる。同一の内容を例えば、本当に原発を苫小牧に誘致するとなったら賛否を、両方とも同じ内容でやるとしたら、それは、両方とも実施すると。

○事務局（中村市民自治推進課主査） （直接請求により）条例が可決されれば、当然、この流れと今作ろうとしている制度は別の制度ですから、当然、行われることになります。

●高野会長 例えば議会が、自分たちでちょっと推してくれている支援者の人たちに、こう、お願いして、「50分の1くらいなら、何とか集まりそうだから、じゃあ。」と言って、

例えば「やる。」という場合に、そうなったときは、じゃあ、一緒に。同一の内容を、住民投票を地方自治法に基づく条例ができて、個別にやるのと、常設型で両方やるのと。その結果が例えば反するようなものになった場合というのは。

いや、今、ちょっと、ふと川島委員の話を聴いて、「ああ、そういえば、そういうことも全くないわけではないのだろうな。」というふうにちょっと思ったんで、ちょっと、気になったんですけど。

例えば「国法が優先するので、条例と法律の関係だったら国法が優先するから、地方自治法に基づいてやった方が、その結果を尊重するとか優先するとか。」というふうになってしまうのか。それとも、「住民投票条例上では結果を尊重しなければならないというふうになっているので、じゃあ、そっちを尊重します。」というふうに出るのか、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 地方自治法上の制度は、飽くまでもその、条例を提案するという制度で、

●高野会長 そうですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票を実施する制度ではないので、

●高野会長 まあ、その中に、実際、そういうふうに「出た決定については、どうする。」というふうを書いてない条例がもしできてしまった場合に、同一の内容で行ったときは、どういう結果が生じるのか。まあ、多分、想定はされていないと思いますし、考えても多分答えは出る話じゃないと思うんですけども、まあ、全くないわけではないのかなというのが、ちょっと、ふと思ったんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 50分の1の方についてはその、議会というハードルの問題があるということになると思います。常設型の方は、署名要件という4分の1というハードルは決して低いハードルだとは思っておりませんが、高すぎるかと言われれば、そうではなく適当だとしておりますけれども、そういう要件の中で具体的に判断されていくので。それでも、まあ、市民が望んで、議会がそれを同意して、ということですね、行われれば、現行制度上「それは、行わない。」という規定はありませんので、両方ともそれは実施されるということになります。

●高野会長 なかなか、想定はされていないですよ、両方やるという。

●佐藤副会長 あの、普通の市民の人の考え方とすると、この、まあ、いわゆる条例を作って50分の1の場合は、ある程度、議会も了解するだろうというか、そういうある程度、前提でいくわけですよ。何となく議会の動きも自分たちのことに賛成するということがあれば、まあ、この50分の1の低い方でいくんでしょけども。

「自分たちが発案しても、苫小牧の今の議会は反対するだろう。」と。「だけれども、やっぱり市民に聴きたい。」となると、やっぱり、その4分の1の今我々が考えようとする形なわけですよ。

結局、4分の1さえ集まれば、即、住民投票にいけるわけですよ。だけれども、ですから、そのときに、発案する人たちが議会の賛同を得れるか得れないかというのは感触的なことで分かるわけじゃないですか。そこで、ある程度セレクトしていくと。一般的な分かりやすい考え方でいくと。

だから二つ残すという意味合いもあるわけでしょう。残すというか、法的に残っているわけなんでね。

多分、一般市民にとって、その「条例だ、何だ。」というよりも、方策としてね、分かりやすくすれば、「市長なり、議会が賛成しそうで、一緒に住民投票ができるかな。」というのと、「いやいや、それ、佐藤さん、出したって苫小牧の議会、全部反対されるよ、潰されるよ。だったら、4分の1集めて住民投票したら。」。簡単に言えば、そういうことではないんですか。

あまり、簡単にいかないかもしれないけど、どうなんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） やはり、その「議会のハードルがあるのかどうか。」という、まあ、市民請求に関してですが、「議会を通るか、通らないのか。」ということで、今日、中心に説明してきたのは、「直接請求で条例作れば、（住民投票は）できるよ。」という制度（地方自治法第74条による直接請求制度）はあるんですけども、実際、ほとんど通っていません。それが実態です。

●佐藤副会長 ですよ、さっきの数をからいくと。

○事務局（中村市民自治推進課主査） それで、じゃあ、それが議会を通らないとすれば、署名だけ確実に集めれば、必ず住民投票が実施（される）。まあ、対象事案になるかどうかという問題はありますが、

●佐藤副会長 ええ、もちろん。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民投票を行えるというのが、最大の制度の考え方です。

●佐藤副会長 そうですね。ごく本当に簡単に言えば、そういうことですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。

●佐藤副会長 4分の1さえ集めれば、一応、議会に、まあ、言葉は悪いですけども、議会に潰されないでも住民投票できると。あまりにも簡単すぎるのかもしれない。簡単に言うと、そういうことですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 議会のその、ハードルがない設計を、現時点では考えている。

●佐藤副会長 潰されるという言い方、悪いですね、ハードルですね。

ただ、普通の市民から言うとね、あまりにも4分の1若しくは10万人に対して2万5千人と、50分の1だったら10万に対して2千人。その数字の違いというのが、あまりにもまあ、「何でこんなに違うの。」というのが多分、一疑問としてですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね、まあ、そこは今後、会の方で議論をいただければと考えておりますけれども。まず、その、議会のハードルがないということは、例えばじゃあ、50分の1でそういう請求をしようかといったときに、どんどん濫発

されるという可能性があるわけです。

●佐藤副会長 いや、私はね、4分の1が高いとは思っていないんですよ。

ただ、普通の市民の人がこう、ただ数字を聞いたときにね、「7分の1」と「4分の1」といったら何となく分かりそうだけど、「50分の1」というのとね「4分の1」とはね、全く桁が違うじゃないですか、一桁。

○事務局（中村市民自治推進課主査）そこは、制度を周知していく中で、

●佐藤副会長 うん、そこが大事なんだと思うんですよ。そこにたどり着くまでに、何かすごく4分の1が高そうというか、ハードルが高いんじゃないかというところに引っかかってしまう気がするんですけども。まあ、これを知っているか、知らないかという問題はありますよ。

●高野会長 通常、地方自治法上のその、直接請求制度というのは、普通の人は知らないでしょうね。

●佐藤副会長 そうですね。

●高野会長 よっぽど、そういう市民活動とかに精通しているとか、そういうのを学んできた人というのは、もちろん、当然に分かっているとは思いますが、通常の市民の人が「地方自治法の74条、知っていますか。」って聞いても、多分、「分かりません。」と答えるとは思いますが。実際、その分からない中で、まあ、住民投票条例ができれば、多分、そちらを利用するであろうと私も思いますけれども。

ただ、両方使える制度、例えばこれだと、議会側と市長側がまあ、目一杯対立して、常設型の条例だったら市長も発議できますし、議会の請求ももちろんできますけれども、議会側が市民の方とくっついていて、市民から50分の1以上の連署を集めて、「議会も通りました。」「はい、住民投票。」、というのと、市長と同じく同一内容で住民投票をするというふうになると、お金の問題はもちろん一つかかってくるので、ちょっとそれも考え、制度設計するときには多少考えなければならない話なのかなというのは、ちょっと、今、この議論の中でちょっと気になったので。これは多分、今後、そういう制度設計をする上で、ちょっと、考えなければならないのかなとは思いました。

●佐藤副会長 それをやってると進まないから、次にいきませんか。

●高野会長 これをやってると進まない。ちょっともう、7時45分になっちゃったんで。とりあえずは、この話は、また、次の個別の論点のところでもまた、多分、色々気になってくると思いますので、そこで確認していただくとしまして。

次は、この行政素案の主要論点の説明の方を、事務局の方からお願いします。

○事務局（中村市民自治推進課主査）それでは「住民投票制度行政素案主要論点（参考資料）」と書かれている資料について、御説明をしたいと思います。

前半は、「住民投票とは、そもそもどういうものであるのか。」という説明をさせていただきましたが、この審議を具体的にしていく中で、素案の中で、主要な論点とされる部分について簡略化したものを資料として御提示させていただいております。

住民投票制度行政素案主要論点（参考資料）（苫小牧市総合政策部政策推進室市民自治推進課 平成26年2月）についての説明

○事務局（中村市民自治推進課主査） まず、「(2ページ) 苫小牧市自治基本条例」は、制定の目的ですけれども、「市民自治によるまちづくりの推進」と「市民であることが誇りに思えるまちを築くこと」ということで、これはですね、自治基本条例の中の前文あるいはその1条の目的規定の中から抜いている言葉になるんですけれども、そういったまちづくりの基本原則を定めた中で、市政の運営を行っていくという共通のルールを定めた基本となる条例ということの位置付けになります。

この条例ですけれども、まちづくりの基本原則ということで、「情報共有の原則」、「市民参加の原則」、「協働の原則」のこの三つを掲げております。当然、情報が、市側の情報というのが市民の方にも一定程度ないと、なかなかその議論をしていくに当たってもなかなか難しいのではないかと。だから、市の情報というのは、市民にお知らせをしていく必要があると。まあ、簡単にいうとそういう原則になります。

市民参加の原則は、市民が参加していくことで、政策あるいは施策を形成していくと、そういうような手続の原則ということになります。

協働の原則は、市と市民とが同じ目的の下に共に市政運営を行っていくと。この3本のまちづくりの原則を定めていますけれども、住民投票制度というのは、この大きい中の「市民参加の原則」の中に含まれると考えています。

それで、「(3ページ) 自治基本条例（での住民投票）」の6条の中に、具体的に住民投票についての規定がありますけれども、6条では「市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。」と。で、2項には「市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。」という、まあ、こういうような条文。ここで「別に条例で定めるところにより」という規定に基づき、今、住民投票条例を制定していくというようなことが、自治基本条例の中の根拠付けとしてはあるということになります。で、2項の「市は、前項の」とありますが、この「市」というのは「議会」と「市長」のことを言っておりますので、「市民」は自治基本条例上の尊重というのは、ここには入っていないということになります。

それから、次ですけれども、「(4ページ) 住民投票制度の意義・目的」ですけれども、これも繰り返しの説明になりますけれども、「市政の重要な課題に対する市民の意思を直接確認」する。まず、「(市政の) 重要な課題」に対して、「投票」という手段によって、「市民の意思を直接確認」するということが制度創設の意義であり、住民投票による市民の意思を、まあ、投票の結果ですけれども、その結果によって、結果あるいは投票行動によって、市政に意思を反映させていくと。で、このことが、結果として、「公正で民主的な市政運営」、ひいては「市民自治によるまちづくりの推進」につながるという考えで、住民投票を位置付けをしているという考え方になります。

「市民生活に、」。これは、市長の挨拶の方にもありましたけれども、「市民生活に重大な影響を及ぼすことが想定される市政の重要な課題については、市民全体の意向を的確に把握した上で、議会や市長が最終的な判断を行うことが必要である。」ということなんです。

住民投票制度が創設されれば、当然ですね、市民は自分の意思を投票ということを示すことができるようになります。また、議会、市長というのは、市民がどういうことを考えているのかということ住民投票という手段によって確認することができるということになります。

次の「(5ページ) 市民参加の原則」ですけれども、まず、「住民投票制度を作ったから、

じゃあ、全部、住民投票で決めようよ。」ということになるのかということです。これについては、「いかなる案件でも住民投票」ということではなくて、「まずは、多様な市民参加型の手法で解決する。」のが、当然、前提だということです。1回実施すると4,000万かかることが、「毎回、4,000万かけてやるのか。」ということです。ですから、本当に重要な課題で、「これはもう、住民投票。」「万策尽きて、住民投票だ。」というところでないで、住民投票というのは想定されないということで、まあ、どういう方法があるのかということですが、普段、市民の声を広く聞いたり、苦情を処理をしたりですね、又は色々な提言をするような中で、まあ、まちかどミーティング、これは、町内会さんと共催でやっておりますけれども、こういう中で市長が出向いて行って市民の皆さんの意見を聴くような場面であったり、又はまちづくりボックスとか市民の声の受付、市長Eメール、ふれあいミーティング、市政レポーター、市長出前講座、まちづくりトーク、まあ、もろもろの広聴事業があるわけですが、そういったものでも解決できるのではないかと。

また、通常、平常時で市役所のそれぞれの課は、普段の業務において色々な声を聴いてきておりますので、そういう中で基本的に解決していくことがまずできないのかと。そういうところの色々な手段があるということです。当然、市民参加の原則の中で、市民参加条例というものもございますので、これでは審議会、ここ（市民自治推進会議）も審議会ですけれども、様々な条例に基づく審議会、条例に基づかないいわゆる私的諮問機関のような懇話会もありますし、何かの特定課題を実際に実施していくに当たっては住民説明会のようなものを行っていく。また、パブリックコメントで市民からの意見を募集したり、市民政策提案制度というものもあります。もろもろのそういう市民参加型の手法がある中で、こういうことを活用して、なおかつ、それでも課題解決に至らない、最終手段として住民投票は行われるべきものだという考え方です。

次のページですけれども、「(6ページ) 間接民主制（議会制民主主義）の補完」ということですが、課題解決の全てを住民投票制度に委ねるということでは決してないということです。これは「住民投票の結果なのだから、もう、その結果が絶対なんだ。」ということではなくて、当然、住民投票というのは、現行の地方自治制度の中で位置付けがされるということになります。ですから、当然、他の手法ということで、一番は選挙、やはり選挙なんだと。で、直接請求、リコール請求で辞めさせる。又は公金の使われ方がおかしいということであれば住民監査請求で監査請求を行う。又は請願、陳情によって条例を作ってくださいとか、こういう政策を打ってくださいということは、現行制度の中でも行えるということになります。

ですから、まず、この制度は、住民投票制度は現行制度の中に位置付けられますから、当然、議会と市長との二代表制による最終的な意思決定というのが前提の中での制度設計ということになります。それから、住民投票というのは、当然、議会や市長の固有の権限を侵すものではないという考え方になります。ですから、住民投票制度を創設した場合においても、「議会や市長の最終決定に市民の意思を反映させるための住民投票制度」というのは、手段ではあるんですけれども、最終的な意思決定というのは、住民投票の結果を尊重した上で、議会と市長とがそれぞれの権限に基づいて、住民投票の結果を受けて、具体的に判断をしていくということになります。

それで、次のページが1回目のときにも配らせていただいておりますが、「(7ページ) 住民投票制度の位置付け（イメージ図）」ということで、「飽くまでも、選挙（といった）色々なツールがある中で、その、住民投票制度だよ。」ということをお理解いただけるように、イメージ図としてお示ししたということになります。

それでは、次のページにいけますが、「(8ページ) 住民投票の結果は生かされるか」と

ということで、これは、議員説明の中でも議員さんの中から出てきたのですが、「尊重する、尊重すると言うんだけど、本当にその結果どおりに行われるのか心配だ。」、ですとか、まあ、「住民投票はもう少し権限のあるものだと思っていただけでも、参考ということであれば、なかなか権威がないのではないか。」とか、そういうような意見が出ていました。これは、裏を返すと、住民投票というものに持っているその期待感というものの大きさなのかなという気がしております。

それで、「じゃあ、結果は生かされるのか。」ということも問題ですが、これは、自治基本条例の中では、投票の結果は尊重されるということで、当然、うたわれています。で、「議会及び市長は住民投票の結果を尊重するものとする。」ということで、ここの尊重というのは、「投票結果を慎重に検討して、これに十分な考慮を払うこと。」、これが尊重義務と考えています。ですから、当市の行政素案としてお示しをしている住民投票というのは、市民からの請求については4分の1以上の署名を集めて行われて、その結果、投票した人の半分以上の結果（賛否の多い方の結果）ということで示されることとなりますので、やはり、尊重するということが以上に、その、やはり結果には相当の迫力が伴ってくるものと考えております。

それから、「(9ページ) 住民投票ができる事項」ということで、これを、まあ、今後、具体的に考えていただきたいと思っておりますけれども、まず、住民投票ができる事項というのは、自治基本条例の中でも書かれておりますが、「市政の重要な課題」に対して住民投票を行うことができるということで、この「市政の重要な課題」に対して住民投票を行うということになります。それで、「じゃあ、この市政の重要な課題というのは、一体、何なのか。」ということ、なかなか難しいところがありまして、その個別的、具体的な判断というのは、住民投票の請求を制限する方向、つまり、「住民投票をやらせないというために、縛っていくための方向」ではなくて、「条文の規定に反しない限り、それは広く対象にしていく。」という考え方でありまして。

ただし、その、「じゃあ、何でも住民投票ができるのか。」という、実はそうではなくて、一定の事項については住民投票の対象から除外する必要があるのではないかとということで、五つの除外事項を以下に載せているということになります。

これは、「間接民主制を補完する制度」として制度設計するという前提、また、「法令上の制度との整合性」、あるいは「投票の結果が及ぼす影響」などを考慮して、除外事項として整理したということになります。

それで、住民投票ができない五つの除外事項の一つ目なんですけれども、これ（10ページ）「住民投票ができない事項（1）」は、「市の権限に属さない事項」、これは住民投票ができない事項としようという考え方が行政素案の考え方になります。これを除外する理由というのは、市の権限に属さない事項というのは、実際に、市が自ら実施主体となることができなくて、また、自分でそのような決定をすることもできない事項ということが一点目です。

二つ目としては、防衛、外交、経済政策等といった国の権限に属する事項については、市長が政策的に最終判断をすべき事項であると考えているということです。

三つ目は、国政上の争点や他の団体が意思決定を行う事項については、住民投票の結果について市が最終的に責任を持つことが困難であるということが、三つ目の理由です。

それから四つ目として、住民投票の結果により市としての姿勢を示さなければならなくなったときに、議会や市長はその結果を尊重した決定を行うことができないにもかかわらず、政治的責任については生じることが懸念されると。これは、市は最終的に決定できないのだけれども、「住民投票の結果はこうだから、こうしてくれ。」ということになったとしても、実際にその、議会、市長はそのような決定は行うことはできないということにな

ると、それは問題なのではないかというのが、市の権限に属さない事項は住民投票できない事項として整理をしようとするというような考え方ということになります。

それから、住民投票ができない事項の二番目としては、(11ページ「住民投票ができない事項 (2)・(3)」の)「法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項」ということで、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項は、当然、その法律の規定によって住民投票を実施することができますので、それについては、(例えば)リコール請求について、この住民投票条例で行おうとしても、それはできないということになります。

それから、三番目の「市の組織、人事又は財務に関する事項」。これは、市の組織編成、あるいは職員の任免、指揮監督といった人事に関する事項、また、予算編成や執行といった市の内部管理に関する事項は、決定した政策を効率的、効果的、かつ、確実に執行するための長の執行権の前提であるということ、人事ですとか、その、予算であったり、そのような内部管理に属する事項については住民投票ができない事項として整理をさせていただいたということになります。

それから、(12ページ「住民投票ができない事項 (4)・(5)」の)四つ目の「専ら特定の市民又は地域に関する事項」ということで、特定の個人や団体、特定地域の市民といった特定者の権利に関することについて住民投票を実施した場合、多数の意見が少数の意見を封じ込めるおそれがあると。また、二つ目としては、専ら特定の市民又は地域に関する事項については、市域全体と一部地域における投票結果が異なるということも予想されるため、こういったものについては対象事項としないという考え方です。

それから、五つ目ですけれども、「住民投票に付することが適当でない」と明らかに認められる事項」として、これは、市長が住民投票に付することが適当でないという事項をあらかじめ全て条文の中に列挙しておくことは困難だという理由もございまして、概括的な規定として置かせていただいております。また、不測の事態や現時点では想定されない事由が生じる可能性についても、当然、考慮をしないとならないということで、このような除外事項を設けているということになります。

それで、「(13ページ)住民投票の請求等」ですけれども、行政素案の中では、「市民」、「議会」、「市長」の3者について請求等の制度化をしているところでございます。

市民につきましては、投票資格者総数の4分の1以上の署名が必要ということ、これは、先ほど説明した中にもありましたが、署名を集めたら自動的に実施されるという制度を想定しています。

それから、議会については「議決事件」、議会が議決をすることにより請求するという制度設計にしております。議決事件に指定することによりまして、地方自治法上の規定に基づいて議決するということになりますから、議案を提出をしなければならないのは、地方自治法の中の要件である議員定数の12分の1以上の同意というか、(本紙の議員定数が30人であるので)3人以上で議案を出して議会の過半数として議決をすることによって、それが、最終的に議会からの請求、議決をされたものが議会からの請求として住民投票が実施されるという考えになります。

それから、市長については市長自身の判断によって、住民投票を実施するということになります。

それから、次のページ(14ページ「市民からの請求に必要な署名数」)ですけれども、市民からの請求に必要な署名数ということで、住民投票の投票資格を有する者の総数の4分の1以上の者の連署が必要になる。これは、1回目の会議のときにも御説明させていただいたところですが、「高度の慎重性と厳格性」。住民投票を行うには、やはり、慎重であって厳格性がなければならないという市民検討懇話会からの提言もございまして、市長選挙における当選者得票数と同程度の数が必要ではないかというのが大前提になりま

す。ただ、苫小牧市で想定をしている条例というのは飽くまでも諮問型の住民投票条例でありまして、市長当選者数の4万5、6千人というのは、リコール請求に必要な拘束型住民投票の3分の1相当の署名と同じような数字になるので、「そこまではやはり、ハードルとしては厳しいのではないか。」という考え方から、4分の1という数を設定させていただいたということになります。

それから、「(15ページ)住民投票の投票資格」ですけれども、まずは、対象者を「日本国籍を有する者又は永住外国人」としています。永住外国人の範囲というのは、次の資料で御説明したいと思いますけれども、この、日本人と永住外国人を対象として、年齢は満18歳以上を対象としているということです。その18歳という根拠は、市民参加の対象と考えられる社会人としての年齢を考慮して18歳としたところからです。

それと、憲法改正の国民投票における投票権年齢が本則の方では18歳になっているということで、まあ、選挙権年齢、成人年齢の引下げの動向も、今、国会等で審議をされているかと思えますけれども、18歳の流れにある中で、市の住民投票条例の設定としても18歳以上が適当ではないかということで判断したということになります。

それから、住所要件については、引き続き3か月以上本市の区域内に住所を有するというので、この3か月というのは選挙等と同じですけれども、選挙等でも一定期間の居住、「地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要だ。」というので、3か月の住所要件を設けているということになります。

それから、(16ページ「永住外国人」とは)の)永住外国人ですけれども、これは、「永住外国人」の法的な定義というのは、実はありません。それで、この「永住外国人」というのは、それぞれの自治体が独自にその範囲を決めて、「永住外国人」というような言い方をしております。ただ、大半がですね、外国人住民についてはですね、一定の範囲の者を対象とするということで、「永住者の在留資格をもって在留する者」と「特別永住者」のこの二つの外国人について、「永住外国人」と苫小牧市では定義をし、全ての外国人のうちの永住外国人について、住民投票の投票資格を有する者とするという整理をさせていただいております。

外国人住民についても市との係わりにおいてまちづくりに関係する存在であり、まちづくりに参加することができる。また、外国人住民のうち「永住外国人」は、本市と特段に緊密な関係を持つに至ったものであると考えられることから、外国人の対象範囲をこのように設定させていただいたということになります。

行政素案の主要論点の参考資料につきましては、以上になります。

この資料には、主要な論点だけを掲載しておりますので、他の論点について、当然、議論したいということであればですね、当然、それを妨げるものではございませんので、これは飽くまでも参考資料として提出させていただいたものですので、これに縛られることなく御議論いただければと思います。

事務局からは以上です。

●高野会長 はい、ありがとうございます。それで、まず、主要な論点の説明を、今、事務局の方から説明していただいたんですが、その中で「ちょっとこれ、確認してみたい。」というようなものがもしありましたら、質問の方をお願いします。

●川島委員 じゃあ、私から一点。スライド15のスライドのところ、住所要件があります。「区域内に住所を有すること。」この住所というのは、「住民票を持っている者」なのか、それは「住民票を持たなくてもいいもの」なのか。それは、どっちなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 権利としては、「住民票があることが、住所を持っているのか。」というのは、実は、別個の概念ですので、権利としては、正確に言うと、「権利としては、住民票があるなしに関わらず、住所があれば権利はある。」ということになります。

ただ、その権利を行使するに当たっては、投票資格者名簿といますか、その名簿に登録される資格がありまして、その登録される資格の方には、「住民基本台帳に記録をされてから3か月以上」という要件があるので、権利としては潜在的にはあるんだけど、権利行使をしようとしたときに、この投票資格者名簿には載っていないので、結果として（投票はできないこととなります）。これは、選挙と同じ考え方になります。

●高野会長 はい、他にありませんでしょうか。

●竹谷委員 あの、住民投票ができない事案、事項ってありますよね。これって、極端な話、市民の方にこれからもしこの条例が決まった場合、これを徹底していくという話ですよ。けど、極端な話、これが「住民投票やってくださいよ。」「4分の1集めますよ。」って話になったときに、この事案に対して誰が審査をするのか。

これ、極端な話、前の話じゃないですが「はなぞの幼稚園の廃園に関して出ましたよ。」って。けど、これ、極端な話、「4分の1集めましたよ。」で、なって、そういう話になるのか。まあ、これでいけば、極端な話、地域に関することになるから関係はないとは思いますが、その判断を誰がするのかというのが、ちょっとまだはっきり見えてこないんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 今、スライドを出して御説明をしようと思いますが、最初の、その、まず「3本、請求についてある。」というお話をしました。それでですね、まず、一番問題になっているところからですが、（住民投票制度について（16ページ）「住民投票までの流れ」をスライドで表示しながら説明しますと、市政の重要な）課題が発生して、「これは重要だから。」ということで、「市民が署名を集めたい。」ということで、署名を集めるためのその申請書を市長に出して、市長がそこで、市民に対して「これは該当するのか、しないのか。」というのは、そこで判断をすることになります。

ですから、例えば「署名集めたけど、対象にならなかったよ。」ということは、それは集め損になってしまいますので、そのようなことはないということになります。ですから、ここで証明書を通常は交付するという流れになるのですが、「これは、対象でないよ。」ということになれば、それは交付されない。その判断は誰がするのかというのは、行政庁のトップとしての市長が行う。市民請求については、そういう考え方になります。

で、3本あるうちの「議会はどうなんだ。」ということですが、議会は、議決によって、それを（判断する）。「これが対象になるのかどうなのか」と、当然、議会審議の中で判断されていく話なので、それは議会の議論の中で判断をされていくと。まあ、当然、これは（市政の重要な）課題に当たる、当たらないという条例上の考え方はありますけども、それは議会審議の中で行われると。

市長については、当然、市長は「これは、対象になる。」と考えたものはありますし、「対象にならない。」と考えたものはならない。「じゃあ、何でもできるのか。」というと、当然、そうではなくて、条例というか制度の中で、「これとこれとこれは、できない。」というものをリスト、リストと言いますか制度として決めるわけですから、それを超えて「住民投票を市長が何でもできるのか。」というと、決してそうではなくて、「市長も住民投票条例の中の対象事項の中で、できないものはできない。」ということになります。

●高野会長 他にありませんでしょうか。

●谷岡委員 そうすると、これが今の地方自治法の第74条とこれとの違いですね、今のあの住民投票ができない事項の(1)から(3)までが。そういう考え方になりますね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうですね。地方自治法上の直接請求にはこういう除外事項というのはないのですね、まあ、あの、当然、

●谷岡委員 これが、一つのキーポイントだね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あとは、その議会議論の中で、それは可決されるのかという問題はあるかと思うんですよね。あの、条例案として、例えば「市の権限に属さない事項」であっても、「法律の規定によって行うことができるもの」であっても、「市の人事」とか「専ら特定の」とか、そういうリストに載っているようなものを74条の規定で住民投票やりたいとなると、それは「証明書を出さない。」という話にはならないので、50分の1集まれば、当然、議会に出さなければならない。

ただ、そこで当然、市長は意見を付して条例案を出しますから。それで、その市長の意見を見た中で、議会として判断をして、議会が議決をすれば、住民投票は実施されますし、議会が議決しなければ、当然、実施されないということになります。

●谷岡委員 そうすると、結局は市長が言ってから1か月間、市長がオッケーを出すか、その議会がオッケーを出してから1か月間の時間があるということだね。その、いわゆる住民投票するまでの間。例えば、色々、もめるでしょ。例えば「今日、出しましたよ。」と、住民の方がその市長の方に。したら、市長の方は、ノーと言いましたよ。それから今度、議会の方に、1か月後に議会があって、それが審議されて、それは議会はオーケーだよということになったら。それからスタートということなんですよ、その人を集めるのは。

その、何ですか、そういう住民からの、その、いわゆる連名、連記をする人たちを集めるのは、いつからってということが、1か月というのは決まっているんでしょう。

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうです。はい。

●谷岡委員 そうすると、それはいつからスタートなの。

○事務局（中村市民自治推進課主査） あの、その、

●谷岡委員 今の言ったような、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 直接請求の方で言えば、「署名、集めてもいいですよ。」ということの証明書の交付をした時から1か月。

●谷岡委員 ときだよね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 常設型もそうですし、直接請求の方も同じということになります。

●谷岡委員 はい。ですから、今の言う議会がオーケーっていうのは、市長が駄目であっても、議会がオーケーって言った場合は、それから1か月ということだね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 議会の場合は署名というのがないので、署名要件はありませんので、

●谷岡委員 市長が駄目だといっても、議会がいって、そういうことはない。

●水口委員 そういうことはない。

●福井委員 それはない。

●水口委員 市長で判断するから、それで議会に提出するから。

●福井委員 もし市長が駄目だって言ったら、議会の方に陳情出すしかないですよ。それで、議会の方で取り上げてくれるんだったら、そっちの方で、請求をもっていくという方法です。

●谷岡委員 したら、これは、飽くまでも市長の権限、要件だっていうことね。

○事務局（中村市民自治推進課主査） 住民の請求については、

●谷岡委員 うん。住民の請求については、

○事務局（中村市民自治推進課主査） 行政素案では、そのような形になります。

●谷岡委員 なるわけだ。はい、分かりました。

●水口委員 難しいね。

●高野会長 他に何かありませんでしょうか。なければ、次の日程の調整をしなければならぬかと思うんですが、事務局の方から、次回の日程の方をお願いします。

「(2)その他」

○事務局（中村市民自治推進課主査） 次回の日程ですけれども、前回、お話をしておりましたように、3月の10日の週で調整をしたいと考えております。

【委員、日程調整】

○事務局（中村市民自治推進課主査） そうしましたら、3月の13日前提で作業を進めさせていただきますので、現時点で御予定の方をお願いしたいと思います。また、通知は正式に別途、お送りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

●高野会長 はい、分かりました。それでは、次回は3月の13日の木曜日で、時間はこの18時30分で変わりないですか。18時30分からということで、次は個別の論点の議論に入るということによろしいですね。分かりました。

ということで次回から個別論点、今日まではオリエンテーションという形で、概要の御説明いただきましたので、次の審議会から具体的な内容について、皆さんと議論していくという段取りになりますので、皆さん、その旨で会議の方に御協力いただければと思います。

とりあえず、今日の会議はこれで終了といたしますので。皆さん、お疲れ様でした。

### 3 閉会